

第四百号議案

江戸川区スポーツセンターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区スポーツセンターの指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区スポーツセンターの指定管理者を次のように指定する。

<p>名 称</p>			<p>指 定 管 理 者 名 称</p>	<p>指 定 の 期 間</p>
<p>江戸川区スポーツセンター</p>	<p>所在地                  千代田区有楽町一丁目七番                  一号                  中野区中野二丁目一四番一                  六号</p>	<p>三菱電機ビルテクノサービスグル                  ープ                  構成員（代表者）                  三菱電機ビルテクノサービス                  株式会社                  代表取締役 林 美克                  構成員                  株式会社東京アスレティック                  クラブ                  代表取締役 正村 宏人</p>	<p>令和三年四月一日から令和八                  年三月三十一日まで</p>	

（説明）

令和三年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区スポーツセンターの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。